

## 横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱

制 定 平成 24 年 3 月 28 日市男女第 776 号（市民局長決裁）

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日政男女第 462 号（政策局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受できるよう、横浜市の附属機関委員に関する目標、選任事務等について定め、横浜市附属機関委員への女性の参画を推進することを目的とする。

### （対象）

第 2 条 この要綱において「附属機関」とは、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成 24 年 3 月 14 日総し第 311 号、以下「要綱」という。）第 2 条に規定する附属機関をいう。

### （目標）

第 3 条 附属機関への女性の参画推進における、本市の目標は次に掲げるとおりとする。

#### （1）市全体の目標

- ア 女性委員のいない附属機関の数を 0 とすること。
- イ 附属機関委員に占める女性の割合を 50% とすること。

#### （2）各附属機関の目標

- ア 附属機関委員の男女いずれの割合も 40% を下回らないこと。
- イ 任期満了に伴う委員の一斉改選時において、アの目標を達成できないときは、改選前よりも女性委員を 1 人以上増やすこと。

### （選任事務）

第 4 条 各区局長は、その所管に属する附属機関委員の選任事務に当たっては、前条第 2 号に掲げる目標が達成できるよう積極的な取組に努めるものとする。

2 政策局男女共同参画推進課（以下、「男女共同参画推進課」という。）、政策局共創推進課（以下、「共創推進課」という。）、総務局行政・情報マネジメント課（以下、「行政・情報マネジメント課」という。）及び附属機関の委員の選任事務を行う課（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

（1）所管課は、附属機関の設置及び委員の任期満了等により委員の選任を行う際に、「附属機関・懇談会に関する手引き」（以下「手引き」という。）に定める「附属機関の委員改選に関する事前協議書」（様式 4）により、指定管理者選定評価委員会等の場合は共創推進課に、その他の附属機関の場合は行政・情報マネジメント課に、委員の男女比率について事前協議をするものとする。ただし、附属機関の設置時に使用する様式は、手引きに定める「附属機関の設置に関する事前協議書」（様式 1）によるものとする。

（2）前号の事前協議を行う時期は、委員の選任を行う 3 か月前までに行うものとする。ただし、団体役員交代に伴う委員の任免等 3 か月前までに協議を行えない場合においても、

できるだけ早期に協議を行うものとする。

- (3) 所管課は、委員選任時に前条第2号に掲げる目標を達成できない場合は、「附属機関の委員改選に関する事前協議書」(様式4)に、女性の参画推進に向けた具体的な取組を記載し、着実に推進するものとする。
- (4) 男女共同参画推進課、共創推進課及び行政・情報マネジメント課は、必要に応じて、団体推薦の対象としている関係団体に対し、女性委員の積極的参画について要請するものとする。
- (5) 男女共同参画推進課は、附属機関委員にふさわしい女性の人材の把握を積極的に進め、所管課の求めに応じて人材情報の提供等の協力を行うものとする。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、男女共同参画推進課、共創推進課及び行政・情報マネジメント課は、附属機関委員への女性の参画推進に必要な情報の提供及び助言を行うものとし、所管課はこれらの情報の提供及び助言並びに別表に掲げる具体的な取組例を参考に、女性の参画推進に努めるものとする。

(報告)

第5条 政策局長は、附属機関委員への女性の参画状況について男女共同参画推進会議に報告する。

2 男女共同参画推進会議は、前項の報告を踏まえ、第3条の目標の達成のために必要な対策について検討するものとする。

(附属機関の男性委員の割合が40%を下回る場合の読替え)

第6条 附属機関の男性委員の割合が40%を下回る場合には、第3条第2号イ中「女性委員」とあるのは「男性委員」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は、政策局長が定める。

附 則 (平成24年3月28日市男女第776号、平成23年3月14日市男女第833号を全部改正)  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日市男女第539号、局長決裁)  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日政男女第462号、局長決裁)  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 具体的な取組例（第4条第2項第6号関係）

条件	具体的な取組例
<p>1 職指定(特定の役職に就いていることを委員就任の要件としているものをいう。別表において同じ。)のポストに女性が就いていないために女性の参加が進まない場合</p>	<p>(1) 団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の役職を指定することは、事実上女性の参加を妨げる効果を持つため、女性の参加が可能となる他の方法に改めるよう努めること。</p> <p>(2) やむを得ず職指定を続ける場合には、現に女性が就いている職務を指定の職に加えるなど、極力女性が参加できるよう工夫すること。</p>
<p>2 推薦団体から女性が推薦されないために女性の参加が進まない場合</p>	<p>(1) 団体推薦（推薦団体に適任者の推薦を依頼しているものをいう。ただし、職務指定に該当するものを除く。）の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。</p> <p>(2) 団体の役員等に女性が少ないため、長、役員等に限定した推薦依頼は極力避けること。</p> <p>(3) 女性の構成員がいないか、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合においては、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすいよう工夫すること。</p>
<p>3 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の参加が進まない場合</p>	<p>(1) 学識経験者の専門分野について、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げて女性の母集団を拡大するとともに、肩書きや特定の職種にこだわらず、広く人材を求めるよう努めること。</p> <p>(2) 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に市民の視点を取り入れていくという観点から、従来の委員の区分に「市民」等の区分を設けるなど、女性が参加しやすい条件づくりを行うこと。</p> <p>(3) 様々な分野に進出している女性の専門家も多くなっているため、前任者から女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問い合わせをするなど、常に女性の専門家を発掘するよう努めること。</p>